



4文ス第774号

令和4年8月19日

公益財団法人福島県スポーツ協会長 様

福島県文化スポーツ局長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る医療機関・保健所からの証明書等の取得に対する
配慮に関する要請について（通知）

このことについて、令和4年8月16日付4健第5009号にて新型コロナウイルス感染症
対策本部より周知依頼がありましたので、お知らせします。

つきましては、本通知に基づき、職場等で勤務に復帰するにあたり、医療機関や保健所へ
の各種証明等の請求及び問い合わせを行うことがないよう対応の御協力をお願いするととも
に、加盟・登録団体等へ周知いただきますよう併せてお願いいたします。

記

1 通知内容

- (1) 従業員又は生徒等(以下従業員等)が自宅で療養を開始する際、医療機関や保健所が
発行する検査の結果を証明する書類を求めないこと。やむを得ず証明を求める必要
がある場合であっても、従業員等が自ら撮影した検査の結果を示す画像等や、自ら
My HER-SYS で取得した療養証明書等により確認を行うこと。
- (2) 従業員等が療養期間、濃厚接触者の待機期間が経過した後に、職場又は学校に復帰
する場合には、検査陰性の証明書等の提出を求めないこと。
- (3) 従業員等以外の者(顧客や来訪者などを想定)に対して、新型コロナウイルス感染症
の感染の有無を確認する必要がある場合にも、医療機関や保健所から発行された療
養証明書(紙)の提出を求めないこと。



(事務担当 スポーツ課 主任主査 飯塚 内線5195)



4文ス第774号
令和4年8月19日

公益財団法人福島県スポーツ協会長 様

福島県文化スポーツ局長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る医療機関・保健所からの証明書等の取得に対する
配慮に関する要請について (通知)

このことについて、令和4年8月16日付4健第5009号にて新型コロナウイルス感染症
対策本部より周知依頼がありましたので、お知らせします。

つきましては、本通知に基づき、職場等で勤務に復帰するにあたり、医療機関や保健所へ
の各種証明等の請求及び問い合わせを行うことがないよう対応の御協力をお願いするととも
に、加盟・登録団体等へ周知いただきますよう併せてお願いいたします。

記

1 通知内容

- (1) 従業員又は生徒等(以下従業員等)が自宅で療養を開始する際、医療機関や保健所が
発行する検査の結果を証明する書類を求めないこと。やむを得ず証明を求める必要
がある場合であっても、従業員等が自ら撮影した検査の結果を示す画像等や、自ら
My HER-SYS で取得した療養証明書等により確認を行うこと。
- (2) 従業員等が療養期間、濃厚接触者の待機期間が経過した後に、職場又は学校に復帰
する場合には、検査陰性の証明書等の提出を求めないこと。
- (3) 従業員等以外の者(顧客や来訪者などを想定)に対して、新型コロナウイルス感染症
の感染の有無を確認する必要がある場合にも、医療機関や保健所から発行された療
養証明書(紙)の提出を求めないこと。



(事務担当 スポーツ課 主任主査 飯塚 内線5195)



4健第5009号
令和4年8月16日

各 部 局 長
教 育 長
各委員会事務局長 様
議 会 事 務 局 長
県 警 本 部 長

保 健 福 祉 部 長
〔 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス
感 染 症 対 策 本 部 事 務 局 長 〕
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る医療機関・保健所からの証明書等の取得に対する
配慮に関する要請について（通知）

このことについて、令和4年8月10日付事務連絡にて厚生労働省より周知依頼がありましたので、お知らせします。

つきましては、本通知に基づき、職場等で勤務に復帰するにあたり、医療機関や保健所への各種証明等の請求及び問い合わせを行うことがないよう対応の御協力をお願いするとともに、関係機関へ周知いただきますよう併せてお願いいたします。

また、下記の事項は、令和4年7月29日付で厚生労働大臣より、日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会、経済同友会に対し別途協力依頼がなされていますが、令和4年8月10日付厚生労働省事務連絡にて、総務省から各都道府県の総務部局、経済産業省から商工労働部局にも同趣旨の協力依頼がなされていることが示されています。

なお、各市町村には別途通知していることを申し添えます。

記

1 通知内容

- (1) 従業員又は生徒等(以下従業員等)が自宅で療養を開始する際、医療機関や保健所が発行する検査の結果を証明する書類を求めないこと。やむを得ず証明を求める必要がある場合であっても、従業員等が自ら撮影した検査の結果を示す画像等や、自ら My HER-SYS で取得した療養証明書等により確認を行うこと。
- (2) 従業員等が療養期間、濃厚接触者の待機期間が経過した後に、職場又は学校に復帰する場合には、検査陰性の証明書等の提出を求めないこと。
- (3) 従業員等以外の者(顧客や来訪者などを想定)に対して、新型コロナウイルス感染症の感染の有無を確認する必要がある場合にも、医療機関や保健所から発行された療養証明書(紙)の提出を求めないこと。

(事務担当 感染症企画チーム 024-521-8583)